

(資料4)

適正な象牙取引の推進に関する官民協議会について(案)

平成28年5月24日

官民協議会

1. 趣旨

象牙、象牙製品等の希少野生動植物種を含む野生生物の商取引については、国内法に基づき、厳格に規制・管理がなされてきたところである。その一方で、近年、野生生物の商取引において、電子商取引による取引形態も一般的となり、当該状況がワシントン条約関連会合等でも取り上げられるなど、国際社会の関心も高まっている。

これを踏まえ、従来の象牙・象牙製品の国内取引に関する適切な制度運用をこれまで以上に徹底するとともに、内外への情報発信等、様々な視点から、更に取組を進めていくことが重要である。

については、幅広い関係者の知見を結集し、これらの取組みを継続的に進めるため、適正な象牙取引の推進に関する官民協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2. 参加機関

協議会は、象牙取引関係省庁会議を構成する省庁、関係業界、団体等で構成するものとし、別紙1のとおりとする。必要に応じて協議会の構成員等を追加できる。

事務局については、政府関係機関(環境省自然環境局野生生物課と経済産業省製造産業局紙業服飾品課)と民間関係機関(参加機関の中より選出)が共同で担うものとする。

3. 検討事項

各主体の現状の取組の報告・点検・とりまとめ

上記のとりまとめ成果等の内外に対する情報発信のあり方の検討と実施

4. 当面のスケジュール

平成28年 5月: 第1回協議会開催

7月: 第2回協議会開催(以後、年に2回程度開催)

ワシントン条約第17回締約国会議(9月)開催前までに一定のとりまとめ及び情報発信を行う。

協議会以外でも、必要に応じ、実務担当レベルでの協議の場を設けることも検討。

以上

別紙1 参加機関

別紙2 情報公開のルール

(資料4)

別紙1 参加機関 (:事務局)

【政府関係機関】

- ・環境省自然環境局野生生物課
- ・経済産業省製造産業局紙業服飾品課
- ・警察庁生活安全局生活経済対策管理官
- ・外務省国際協力局地球環境課
- ・財務省関税局業務課
- ・経済産業省貿易経済協力局野生動植物貿易審査室

【民間関係機関】

- ・違法情報等対応連絡会(電気通信事業者協会(TCA)、テレコムサービス協会(テレサ協)、日本インターネットプロバイダー協会(JAIPA)、日本ケーブルテレビ連盟(JCTA))
- ・公益社団法人全日本印章業協会
- ・全国印判用品商工連合会
- ・株式会社ディー・エヌ・エー
- ・トラフィックイーストアジアジャパン
- ・日本象牙美術工芸組合連合会
- ・ヤフー株式会社
- ・楽天株式会社

【有識者】

- ・石井信夫 東京女子大学教授
- ・金子与止男 岩手県立大学教授

以上

(資料4)

別紙2 情報公開のルール

- ・会議での配布資料は原則公開とする。ただし、作成者が、非公開を要請する配布資料については、この限りではない。
- ・会議結果の概要については、会議終了後速やかにとりまとめ、参加機関の確認の上、事務局にてウェブサイト等でできるだけ早期に公表する。
- ・各参加者による自由な議論の場を確保するため、議論における個々の発言については、発言者及びその発言内容を原則非公開とする。自身の発言の公開については、この限りではない。